

## しらぎく幼稚園重要事項説明書

(1) 事業所の目的及び運営の方針

運営主体	学校法人塩川学園
事業所の名称	しらぎく幼稚園
事業所の所在地	福津市福間駅東 3-4-1
管理者	理事長 塩川陽一
種別	幼稚園型認定こども園
開設年月日	令和6年4月1日

- (2) この幼稚園は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法及びその他の関連法令を遵守して、教育と保育を一体的に行い、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするとともに、保護者に対する子育て支援を行うものとする。

(3) 提供する特定教育・保育の内容

この幼稚園は以下に掲げる教育目標及び幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、質の高い特定教育・保育を提供する。

- 1 幼稚園にかかわるすべての人がともに成長しあう「共生」を基本に育成します。
- 2 「あそび」を通しての心と体づくりを大切にします。
- 3 自然とのふれあいのなかですこやかな心を育てます。
- 4 自分で考え選択し活動できることを目指します。

(4) 利用定員

この幼稚園の教育・保育給付認定に係わる小学校就学前の子ども（以下「認定子ども」という）を以下の3つに区分する。

利用定員 330名

- 1 教育標準時間の認定を受けた園児（以下「1号認定子ども」という） 210名
- 2 保育時間の認定を受けた園児のうち3歳の誕生日の前日から5歳児までの園児（以下「2号認定子ども」という）80名
- 3 保育時間の認定を受けた園児のうち0歳児から3歳の誕生日の前々日までの園児（以下「3号認定子ども」という）40名

	学級数	1号認定	2、3号認定	計
5歳児	3クラス	69名	28名	97名
4歳児	3クラス	67名	27名	94名
3歳児	4クラス	56名	25名	81名
満3歳児	2クラス	18名	—	18名
2歳児	—	—	19名	19名
1歳児	—	—	18名	18名
0歳児	—	—	3名	3名
	12クラス	210名	120名	330名

(5) 施設の概要

建物	鉄骨コンクリート2階建て 1744.16 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室3クラス 172.09 m <sup>2</sup> , 保育室13クラス 648.04 m <sup>2</sup> , 調理室 57.09 m <sup>2</sup> , おゆうぎ室 224.16 m <sup>2</sup> トイレ廊下等 441.64 m <sup>2</sup> , 事務室・職員室 211.14 m <sup>2</sup> , 運動場, ビオ トープ等 6315.58 m <sup>2</sup>

(6) 職員体制 (令和6年4月1日現在)

この幼稚園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、職員数は入所人数により変動することがある。

1 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 副園長 1人

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

3 主幹教諭 2人

主幹教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、乳幼児の教育・保育をつかさどる。

4 保育教諭 18人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

5 保育補助員 20人(非常勤20人)

保育補助員は、保育教諭の職務を助ける。

6 講師 3人(非常勤3人)

講師は、教諭に準ずる職務に従事する。

7 事務職員 1人(常勤1人)

事務職員は、事務に従事する。

8 用務員 1人（常勤1人）

用務員は、当園の雑務を行う。

9 運転手 4人（非常勤4人）

運転手はスクールバスの運転をする。

10 薬剤師、園医、歯科医（非常勤3人）

園児の健康診断など健康、保健、衛生に関する職務に従事する。

(7) 保育を提供する日時等

1号認定子ども(教育標準時間認定)

開所日	月曜日から金曜日まで
保育時間	10時30分～14時30分まで
預かり保育	朝 7:00～10:30 夕 14:30～19:00
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）
	夏休み 7月20日～8月29日頃 冬休み 12月20日～1月5日頃 春休み 3月20日～4月7日頃 年によって日にちは多少前後します。

2、3号認定子ども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7:00～18:00（11時間）
	保育短時間	8:30～16:30（8時間）
延長保育	保育標準時間	18:00～19:00
	保育短時間	7:00～8:30
		16:30～18:00 18:00～19:00
休業日	日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）*保育の希望がない場合。	

(8) 利用料・実費徴収等

実費徴収は1年間にかかる費用を12ヵ月に分け特定保育料等と一緒に毎月徴収する。

1 利用者負担(月額保育料)

全ての認定子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)

2 特定保育料

施設費として全学年月 6000 円

3 給食費

給食費 1号認定子ども 5000 円 (副食費 4000 円、主食費 1000 円)、  
保育認定 3, 4, 5 歳児 7000 円 (副食費 5000 円、主食費 2000 円)。

保育認定 0, 1, 2 歳児は保育料に給食費は含まれています。

4 行事費 全学年月 200 円

誕生日のプレゼント、みかん狩り、その他行事等に伴う実費、日本スポーツ振興センターの保護者負担などを含みます。

5 システム利用料 月 200 円 (1号認定子ども、保育認定 3, 4, 5 歳児のみ)

ドキュメンテーション配信サービス利用料

6 絵本代 月 400~500 円程度 (1号認定子ども、保育認定 3, 4, 5 歳児のみ)

7 バス代 (1号認定子どもの利用者のみ)

月額 3500 円

8 延長保育料 (2,3号認定子ども)

保育標準時間 18:00~19:00 500 円。月極は月 3000 円。

保育短時間 7:00~8:30 もしくは 16:30~18:00 500 円

18:00~19:00 500 円。

9 預かり保育料 (1号認定子ども)

平日 14:30~18:00 500 円、18:00~19:00 100 円

長期休み 7:00~12:00 500 円、12:00~13:00 100 円、

13:00~18:00 500 円、18:00~19:00 100 円

10 保育料などは毎月銀行口座振替により毎月 20 日引き落とします。

(福岡銀行、西日本シティ銀行、郵便局)

(9) 給食

自園給食による完全給食です。午前のおやつは保育認定 0, 1, 2 歳児のみ。午後のおやつは 2, 3 号認定子どもにあります。午後は手作りおやつです。夏休み等長期休業中は、1号認定保育を利用する場合は弁当持参とします。

アレルギーがある認定子どもについては医師の診断書をもとに面接の上対応を行います。

2 2号認定子どもは行事で保育時間が長くなる日などに年間 12 日程度弁当の日を設ける。

(10) 虐待の防止

- 1 この幼稚園は認定子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- 2 職員による虐待を発見した場合には、福津市、児童相談所などの適切な機関に通報します。

(11) 行事

季節の行事は行いますが、普段の生活を重視していきます。

月	行事内容
4月	入園式、個人面談、健康診断(職員)
5月	健康診断(園児)
6月	クニニュータナ・ムツレ教室、歯科検診、保育参観、田植え
7月	園外保育(川遊び)、夏の催し(年長のみ)
8月	夏休み
9月	園外保育(川遊び)、遠足(どんぐり拾い)健康診断(園児2回目)、歯科検診(園児2回目)、稲刈り
10月	いもほり、園外保育(みかん狩り)、入園説明会、クニニュータナ・ムツレ教室
11月	園児募集(1号)、保育参観、クニニュータナ・ムツレ教室
12月	クリスマス会
1月	正月あそび
2月	豆まき、保育参観、マラソン、一日入園
3月	お別れ会、園外保育、卒園式

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	1号認定子ども ・園の管理者が定めた選考方法による 2,3号認定子ども ・市町村が行う利用調整による
利用決定	運営規定及び重要事項説明書の同意を交わすことによる。
退園理由	・1,2,3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申し出があったとき ・利用継続が不可能であると市町村が認めたとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

特定教育・保育の提供の開始に際しては、運営規程及び重要事項説明書について全ての認定子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。また、1号認定子どもの

入園、退園については、園長の許可を要する。

1号認定子どもで入園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出るものとする。

ア 1号認定子どもの入園申し込みが定員よりも多い場合は下記の順番で選考する。

(1) 抽選により決定する方法

(2) 当園の教育理念に基づき決定する方法

イ 2、3号認定子どもについては市町村が利用調整を行い当園の利用が決定された場合これに応じる。

#### (1 3) 秘密保持

- 1 この幼稚園及び教職員が業務上知り得た園児及び保護者等の個人情報を第三者に漏洩する事はありません。この守秘義務は全ての認定子どもが幼稚園を卒園した後も継続します。
- 2 この幼稚園は、職員の退職後も個人情報の守秘義務を負う事を職員との雇用契約の内容とします。
- 3 この幼稚園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、全ての認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは警察署、児童相談所等から情報提供を求められた場合を除く。

#### (1 4) 非常災害時の対策

1号認定子どもは、自然災害の発生で安全な園の運営が困難な場合、又は以下のレベルの警報が発生した場合、園長の判断で休園等の措置をとります。

特別警報	最大級の警戒を呼びかけるもの
警戒レベル5	緊急安全確保
警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難

福津市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

開園時間内	閉園になります。	メール又は電話にて連絡します。保護者のお迎えをお願いします
開園時間外	休園になります。	メールにて連絡します

施設所在地の避難情報が解除されたら、施設の安全確認と職員体制が整い次第、開園します。

2、3号認定子どもについては福津市と協議し休園するかどうかを決定します。

(15) 加入保険

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。

保護者負担額、3歳以上年285円、3歳未満365円。入園後行事費から支出します。

(16) 損害賠償について

この幼稚園において、本園の責任により全ての認定子どもに生じた損害については、この幼稚園は速やかにその損害を賠償することとする。ただし、以下の場合には賠償責任を免れる場合がある。

- 1 保護者が、契約締結に際し、認定子どもの心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

(17) 連携医療機関

たけなかこどもクリニック（小児科・内科）

〒811-3217

福津市中央6丁目22-33

0940-42-0043

医師 竹中聡（園医）

内科検診年2回

むとベデンタルオフィス（歯科・口腔外科・矯正歯科）

〒811-3209

福津市日蔭野1丁目4-10

歯科医師 六人部宏基（園医 歯科）

0940-42-2045

歯科検診年2回

(18) 緊急時連携機関

消防署 宗像消防署 0940-36-2425

警察署 宗像警察署 0940-36-0110

児童相談所 宗像児童相談所 0940-37-3255

福津市家庭児童相談室 0940-43-8218

緊急時における対応マニュアル策定済み

虐待防止のためのマニュアル策定済み

虐待防止に関する研修の実施状況 参加済み

(19) 苦情解決

苦情解決の為の窓口を設置しています。

解決責任者 園長 塩川陽一

苦情受付担当 主幹教諭 笈島笑子

電話番号 0940-42-0545 FAX 0940-42-0546

担当者が不在の場合は当園職員まで申し出てください。担当者よりご連絡致します。

苦情解決にむけて下記の主任児童員が第三者委員としています。

住所 福津市光陽台3丁目4-5

氏名 古賀久行

連絡先 090-4486-1118

住所 福津市西福間3丁目3-12

氏名 島田マサコ

連絡先 090-8228-0632

- ・要望・苦情を受け付けた場合には、適切に対応し、改善に努めるように努力します。
- ・要望・苦情の内容を受け付けた場合には、内容を記録し、市町村からの求めがあった場合には必要な改善を行い報告します。

(20) この幼稚園の利用に際しての留意事項

- 1 在園中は、園の規則に従い、また全ての認定子どもがスムーズな園生活を送れるようお互いに協力しあう事とする。
- 2 在園中に保育のカリキュラムや行事の内容や実費徴収の額、園の規則などの改定があった場合は新規程に従う事とする。
- 3 保護者は認定子どもの発達や特性に応じ、通園方法、日数、時間などの園からの提案があった場合その方法等について理解し園と協力して、認定子どもの成長につながる様努める事とする。
- 4 以下に該当した場合、この幼稚園はその者を退園とする事があります。
  - ア 利用料金・利用負担金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず14日以内に支払わず、悪質とこの幼稚園が判断した場合。
  - イ 保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難

が生じた場合。

(2 1) 特別な配慮の必要な認定子どもについて

- 1 子どもの園での様子について園側から伝えていきます。家庭での様子と異なるかもしれませんが、前向きに受け入れてください。
- 2 一番困っているのは子ども自身です。それを周りに伝えることが出来ないかもしれません。保護者の気持ちにも寄り添うようにしますが、園としては子どもの困りを第一に考え対応していきます。
- 3 園で必要と判断すれば支援機関に相談してみる事、療育機関に通う事のメリットなど伝えていく場合があります。その場合はなるべく前向きに捉え、子どもの成長のために受け入れて、対応してください。
- 4 加配が必要と判断した場合、子どもに補助の職員を配置することがあります。加配の配置は園が決定します。加配の配置については園の判断に従ってください。
- 5 加配の配置については補助金の申請が出来る場合には、保護者に書類等の提出、情報の提供を求めることがあります。園からの求めには出来るだけ従ってください。